

議案第1号

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

令和2年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。